

平成29年12月亀岡市議会定例会

条例一部改正資料

(新旧対照表)

条_____において「地方等育児休業」という。)をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合(当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。)当該子が1歳2箇月に達する日(当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数(当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。)から育児休業等取得日数(当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条第1項又は第2項の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。)を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日)

(3) (略)

ア・イ (略)

<新規>

条及び次条において「地方等育児休業」という。)をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合(当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。)当該子が1歳2箇月に達する日(当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数(当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。)から育児休業等取得日数(当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条第1項又は第2項の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。)を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日)

(3) (略)

ア・イ (略)

(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6箇月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日の翌日(当該子の1歳6箇月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。

(1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6箇月到達日において地方等育児休業をしている場合

(2) 当該子の1歳6箇月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則

(育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第2条の4 育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(6) (略)

(7) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること_____。

(8) (略)

で定める場合に該当する場合

(育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第2条の5 育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(6) (略)

(7) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること又は第2条の4の規定に該当すること。

(8) (略)

亀岡市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例（平成21年亀岡市条例第34号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
<p>(開設日及び開設時間)</p> <p>第4条 児童会の開設日は、4月1日から翌年の3月31日までとする。ただし、次の各号に掲げる日を除く。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>気象警報発令</u>により、小学校が休校の日</p> <p>(6) (略)</p> <p>2 児童会の開設時間は、平日は授業終了後から<u>午後6時までとする。</u> <u>ただし、小学校の学年始休業日、夏季休業日、冬季休業日、学年末休業日及び開設する小学校が休校の日</u>にあつては、午前8時から午後6時までとし、土曜日は、午前8時30分から午後0時30分までとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(負担金)</p> <p>第7条 前条の規定により入会の許可を受けた保護者（以下「利用者」という。）は、児童1人当たり別表第1又は別表第2に定める負担金を毎月末までに納入しなければならない。ただし、同一世帯において別表第1及び別表第2を適用する児童がいる場合は、別表第2を適用する児童について別表第2の同一世帯から2人以上入会している場合の左以外の児童（第2子以降）の額を適用するものとする。</p> <p>2 利用者は、前項の負担金のほか、別表第1及び別表第2の区分に関わらず、土曜日の利用については、<u>1回当たり200円</u> <u>を毎月末までに納入しなければならない。</u></p> <p>3 (略)</p>	<p>(開設日及び開設時間)</p> <p>第4条 児童会の開設日は、4月1日から翌年の3月31日までとする。ただし、次の各号に掲げる日を除く。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>気象警報発表</u>により、小学校が休校の日</p> <p>(6) (略)</p> <p>2 児童会の開設時間は、平日は授業終了後から<u>午後6時まで</u> <u>、小学校の学年始休業日、夏季休業日、冬季休業日、学年末休業日及び開設する小学校が休校の日</u>にあつては、午前8時から午後6時までとし、土曜日は、午前8時30分から午後0時30分までとする。<u>ただし、教育長が必要と認めるときは、土曜日を除き、開設時間を午後6時30分まで延長することができる。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>(負担金)</p> <p>第7条 前条の規定により入会の許可を受けた保護者（以下「利用者」という。）は、児童1人当たり別表第1又は別表第2に定める負担金を毎月末までに納入しなければならない。ただし、同一世帯において別表第1及び別表第2を適用する児童がいる場合は、別表第2を適用する児童について別表第2の同一世帯から2人以上入会している場合の左以外の児童（第2子以降）の額を適用するものとする。</p> <p>2 利用者は、前項の負担金のほか、別表第1及び別表第2の区分に関わらず、土曜日の利用については、<u>1回当たり200円、午後6時から6時30分までの利用については、月額500円</u>を毎月末までに納入しなければならない。</p> <p>3 (略)</p>

亀岡市野外活動施設条例（昭和57年亀岡市条例第25号）新旧対照表

現 行			改 正 後 (案)		
別表第1（第6条関係） 野外活動センター使用料			別表第1（第6条関係） 野外活動センター使用料		
大人	1人	270円	大人	1人	540円
小人		100円	小人		200円
			備考		
			1 小人とは、学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第1条に規定する小学校、中学校及び義務教育学校の児童又は生徒をいう。		
			2 市民が使用する場合の使用料は、2分の1の額とする。		
別表第2（第6条関係） 施設使用料			別表第2（第6条関係） 施設使用料		
(1) キャンプ場宿泊料			(1) キャンプ場宿泊料		
大人	1人1泊	320円	大人	1人1泊	750円
小人		100円	小人		300円
(2) テント使用料			(2) テント使用料		
キャンプテント（10人用）	1張1泊	1,080円	キャンプテント（6人用）	1張1泊	2,160円
持込みテント		320円	持込みテント		1,080円
(3) スポーツハウス使用料			(3) スポーツハウス使用料		
和室	1人1日	100円	和室	1人1日	200円
会議室		100円	会議室		200円
(4) さくらツリーハウス使用料			(4) さくらツリーハウス使用料		
1棟1日		540円	1棟1泊（4人用）		5,400円
備考			備考		
1 小人とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校及び義務教育学校の児童又は生徒をいう。			1 小人とは、法第1条に規定する小学校、中学校及び義務教育学校の児童又は生徒をいう。		
2 市民以外の者が使用する場合の使用料は、2倍の額とする。					

2 市民が使用する場合の使用料は、2分の1の額とする。

亀岡市営住宅管理条例（平成9年亀岡市条例第48号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
<p>(入居の承継)</p> <p>第13条 市営住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者が引き続き当該市営住宅に居住を希望するときは、当該入居者と同居していた者は、<u>公営住宅法施行規則第11条</u>で定めるところにより、市長の承認を得なければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(家賃の決定)</p> <p>第14条 市営住宅の毎月の家賃は、毎年度、次条第3項の規定により認定された収入（同条第4項の規定により更正された場合には、その更正後の収入。第29条において同じ。）に基づき、近傍同種の住宅の家賃（第3項の規定により定められたものをいう。以下同じ。）以下で令第2条に規定する方法により算出した額とする。ただし、入居者からの収入の申告がない場合_____において、第36条第1項の規定による_____請求を行ったにもかかわらず、市営住宅の入居者が、その請求に応じないときは、当該市営住宅の家賃は近傍同種の住宅の家賃とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(収入の申告等)</p> <p>第15条 入居者は、毎年度、市長に対し、収入を申告しなければならない。</p>	<p>(入居の承継)</p> <p>第13条 市営住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者が引き続き当該市営住宅に居住を希望するときは、当該入居者と同居していた者は、<u>公営住宅法施行規則第12条</u>で定めるところにより、市長の承認を得なければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(家賃の決定)</p> <p>第14条 市営住宅の毎月の家賃は、毎年度、次条第3項の規定により認定された収入（同条第4項の規定により更正された場合には、その更正後の収入。第29条において同じ。）に基づき、近傍同種の住宅の家賃（第3項の規定により定められたものをいう。以下同じ。）以下で令第2条に規定する方法により算出した額とする。ただし、入居者からの収入の申告がない場合<u>(次条第1項ただし書に規定する場合を除く。)</u>において、第36条第1項の規定による<u>報告</u>の請求を行ったにもかかわらず、市営住宅の入居者が、その請求に応じないときは、当該市営住宅の家賃は近傍同種の住宅の家賃とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(収入の申告等)</p> <p>第15条 入居者は、毎年度、市長に対し、収入を申告しなければならない。<u>ただし、入居者が公営住宅法施行規則第8条各号に掲げる者に該当する場合において、収入を申告すること及び第36条第1項の規定による報告の請求に応じることが困難であると市長が認めるときは、この限りでない。</u></p>

2 前項に規定する収入の申告は、公営住宅法施行規則第8条に規定する方法によるものとする。

3 市長は、第1項の規定による収入の申告に基づき _____、収入の額を認定し、当該額を入居者に通知するものとする。

4 (略)
(収入超過者に対する家賃)

第31条 (略)

2 市長は前項に定める家賃を算出しようとするときは、収入超過者の収入を勘案し近傍同種の住宅の家賃以下で、令第8条第2項 _____ に規定する方法によらなければならない。

3 (略)
(公営住宅建替事業に係る家賃の特例)

第39条 市長は、前条の申出により公営住宅の入居者を新たに整備された市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第14条第1項、第31条第1項又は第33条第1項の規定にかかわらず、令第11条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。

(公営住宅の用途の廃止による他の市営住宅への入居の際の家賃の特例)

第40条 市長は、法第44条第3項の規定による公営住宅の用途の廃止による公営住宅の除却に伴い当該公営住宅の入居者を他の市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第14条第1項、第31条

2 前項に規定する収入の申告は、公営住宅法施行規則第7条に規定する方法によるものとする。

3 市長は、第1項の規定による収入の申告に基づき (同項ただし書に規定する場合にあっては、公営住宅法施行規則第9条に規定する方法により)、収入の額を認定し、当該額を入居者に通知するものとする。

4 (略)
(収入超過者に対する家賃)

第31条 (略)

2 市長は前項に定める家賃を算出しようとするときは、収入超過者の収入を勘案し近傍同種の住宅の家賃以下で、令第8条第2項 (第15条第1項ただし書に規定する場合にあっては、令第8条第3項において準用する同条第2項) に規定する方法によらなければならない。

3 (略)
(公営住宅建替事業に係る家賃の特例)

第39条 市長は、前条の申出により公営住宅の入居者を新たに整備された市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第14条第1項、第31条第1項又は第33条第1項の規定にかかわらず、令第12条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。

(公営住宅の用途の廃止による他の市営住宅への入居の際の家賃の特例)

第40条 市長は、法第44条第3項の規定による公営住宅の用途の廃止による公営住宅の除却に伴い当該公営住宅の入居者を他の市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第14条第1項、第31条

第1項又は第33条第1項の規定にかかわらず、令第11条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。

(家賃)

第53条 (略)

2 前項の入居者の収入については、第15条の規定を準用する。この場合において、同条第3項中「第1項」とあるのは「第53条第1項」と読み替えるものとする。

3 (略)

第1項又は第33条第1項の規定にかかわらず、令第12条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。

(家賃)

第53条 (略)

2 前項の入居者の収入については、第15条の規定を準用する。この場合において、同条第1項ただし書中「第36条第1項」とあるのは「第54条において準用する第36条第1項」と読み替えるものとする。

3 (略)

亀岡市特別会計条例（昭和39年亀岡市条例第8号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第209条第2項の規定により次の各号に定める目的のため設置する。</p> <p>(1) 亀岡市国民健康保険事業特別会計 国民健康保険事業を行うため</p> <p><u>(2) 亀岡市簡易水道事業特別会計</u> <u>簡易水道事業を行うため</u></p> <p><u>(3) 亀岡市休日診療事業特別会計</u> 休日診療事業を行うため</p> <p><u>(4) 亀岡市地域下水道事業特別会計</u> 地域下水道事業を行うため</p> <p><u>(5) 亀岡市介護保険事業特別会計</u> 介護保険事業を行うため</p> <p><u>(6) 亀岡市後期高齢者医療事業特別会計</u> 後期高齢者医療事業を行うため</p> <p><u>(7) 亀岡市土地取得事業特別会計</u> 公共用地の先行取得事業を行うため</p> <p><u>(8) 亀岡市曾我部山林事業特別会計</u> 山林造成事業を行うため</p> <p><u>(9) 亀岡市上水道事業会計</u> <u>上水道事業を行うため</u></p> <p><u>(10) 亀岡市下水道事業会計</u> 下水道事業を行うため</p> <p><u>(11) 亀岡市病院事業会計</u> 病院事業を行うため</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第209条第2項の規定により次の各号に定める目的のため設置する。</p> <p>(1) 亀岡市国民健康保険事業特別会計 国民健康保険事業を行うため</p> <p><u>(2) 亀岡市休日診療事業特別会計</u> 休日診療事業を行うため</p> <p><u>(3) 亀岡市地域下水道事業特別会計</u> 地域下水道事業を行うため</p> <p><u>(4) 亀岡市介護保険事業特別会計</u> 介護保険事業を行うため</p> <p><u>(5) 亀岡市後期高齢者医療事業特別会計</u> 後期高齢者医療事業を行うため</p> <p><u>(6) 亀岡市土地取得事業特別会計</u> 公共用地の先行取得事業を行うため</p> <p><u>(7) 亀岡市曾我部山林事業特別会計</u> 山林造成事業を行うため</p> <p><u>(8) 亀岡市水道事業会計</u> <u>水道事業を行うため</u></p> <p><u>(9) 亀岡市下水道事業会計</u> 下水道事業を行うため</p> <p><u>(10) 亀岡市病院事業会計</u> 病院事業を行うため</p>

(弾力条項の適用)

第3条 第1条各号（第1号、第5号及び第6号を除く。）に掲げる特別会計においては、法第218条第4項の規定により弾力条項を適用することができるものとする。

(弾力条項の適用)

第3条 第1条各号（第1号、第4号及び第5号を除く。）に掲げる特別会計においては、法第218条第4項の規定により弾力条項を適用することができるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(亀岡市特別会計条例の一部改正に伴う経過措置)

2 第1条の規定による改正前の亀岡市特別会計条例第1条に規定する亀岡市簡易水道事業特別会計に係る決算上の剰余又は不足、債権、債務及び資産は、亀岡市水道事業会計に引き継ぐものとする。

(亀岡市水道未普及地域解消事業分担金条例の一部改正に伴う経過措置)

3 第2条の規定による改正前の亀岡市水道未普及地域解消事業分担金条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の亀岡市水道事業分担金条例の規定によりなされたものとみなす。

るものとみなし、対象受益者には工事負担金等を賦課しないものとする。

(分担金の徴収等)

第4条 分担金の徴収は、事業年度ごとに一時払の方法によるものとする。ただし、管理者が特に徴収を困難と認めたときは、別に定めるところにより、分割払の方法によることができる。

2 分担金は、納入通知書を発して徴収するものとする。

(その他)

第5条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

(分担金の徴収等)

第5条 分担金の徴収は、事業年度ごとに一時払の方法によるものとする。ただし、管理者が特に徴収を困難と認めたときは、別に定めるところにより、分割払の方法によることができる。

2 分担金は、納入通知書を発して徴収するものとする。

(給水条例の適用除外)

第6条 第2条に掲げる事業により施行する配水施設等の設置及び給水装置の新設等で、第4条に規定する分担金を賦課するものにあつては、亀岡市水道事業給水条例（平成29年亀岡市条例第〇号）第7条、第8条及び第36条の規定にかかわらず、給水装置工事の費用、配水施設等設置負担金及び加入金は、徴収しない。

(その他)

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(亀岡市特別会計条例の一部改正に伴う経過措置)

2 第1条の規定による改正前の亀岡市特別会計条例第1条に規定する亀岡市簡易水道事業特別会計に係る決算上の剰余又は不足、債権、債務及び資産は、亀岡市水道事業会計に引き継ぐものとする。

(亀岡市水道未普及地域解消事業分担金条例の一部改正に伴う経過措置)

3 第2条の規定による改正前の亀岡市水道未普及地域解消事業分担金条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の亀岡市水道事業分担金条例の規定によりなされたものとみなす。

亀岡市防災会議条例（昭和38年亀岡市条例第12号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
<p>(会長及び委員)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 副市長、<u>上下水道事業管理者</u>、病院事業管理者及び教育長</p> <p>(3)～(8) (略)</p> <p>6～8 (略)</p>	<p>(会長及び委員)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 副市長_____、病院事業管理者及び教育長</p> <p>(3)～(8) (略)</p> <p>6～8 (略)</p>

亀岡市公共下水道事業受益者負担に関する条例（昭和56年亀岡市条例第21号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
<p>(総則)</p> <p>第1条 <u>上下水道事業管理者</u> (以下「管理者」という。) は、この条例の定めるところにより、公共下水道に係る都市計画下水道事業 (以下「事業」という。) に要する費用の一部に充てるため、都市計画法 (昭和43年法律第100号。以下「法」という。) 第75条の規定に基づく受益者負担金 (以下「負担金」という。) を徴収するものとする。</p>	<p>(総則)</p> <p>第1条 <u>下水道事業の管理者の権限を行う市長</u> (以下「管理者」という。) は、この条例の定めるところにより、公共下水道に係る都市計画下水道事業 (以下「事業」という。) に要する費用の一部に充てるため、都市計画法 (昭和43年法律第100号。以下「法」という。) 第75条の規定に基づく受益者負担金 (以下「負担金」という。) を徴収するものとする。</p>

亀岡市下水道条例（昭和57年亀岡市条例第24号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(16) (略)</p> <p>(17) 給水装置 <u>亀岡市上水道事業給水条例（昭和33年亀岡市条例第28号）第2条第1号</u>に規定する給水装置をいう。</p> <p>(18) (略)</p> <p>(排水設備の設置義務)</p> <p>第3条 設置義務者は、法第10条第1項の規定により公共下水道の供用開始の日から6箇月以内に排水設備を設置しなければならない。ただし、水洗便所への改造義務については、法第11条の3に定めるところによる。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>上下水道事業管理者</u>（以下「管理者」という。）が特別の事由があると認めた者に対しては、この期間を延長することができる。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(16) (略)</p> <p>(17) 給水装置 <u>亀岡市水道事業給水条例（平成29年亀岡市条例第 号）第3条第1号</u>に規定する給水装置をいう。</p> <p>(18) (略)</p> <p>(排水設備の設置義務)</p> <p>第3条 設置義務者は、法第10条第1項の規定により公共下水道の供用開始の日から6箇月以内に排水設備を設置しなければならない。ただし、水洗便所への改造義務については、法第11条の3に定めるところによる。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>下水道事業の管理者の権限を行う市長</u>（以下「管理者」という。）が特別の事由があると認めた者に対しては、この期間を延長することができる。</p>

亀岡市地域下水道条例（平成13年亀岡市条例第18号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
<p>(用語の定義)</p> <p>第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 給水装置 亀岡市上水道事業給水条例（昭和33年亀岡市条例第28号）第2条第1号又は亀岡市簡易水道事業給水条例（昭和33年亀岡市条例第29号）第3条に規定する給水装置をいう。</p> <p>(7)・(8) (略)</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 給水装置 亀岡市水道事業給水条例（平成29年亀岡市条例第 号）第3条第1号 _____に規定する給水装置をいう。</p> <p>(7)・(8) (略)</p>

亀岡市飲料水供給施設給水条例（昭和43年亀岡市条例第13号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)																																						
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、亀岡市飲料水供給施設_____の給水についての料金及び給水施設工事の費用負担その他の供給条件並びに給水の適正を保持するため必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(給水区域)</p> <p>第2条 亀岡市飲料水供給施設の給水区域は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">給水区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">小泉飲料水供給施設</td> <td style="text-align: center;">亀岡市東別院町小泉の区域</td> </tr> </tbody> </table> <p>(給水の方法)</p> <p>第3条 給水の方法は、計量給水とする。</p> <p>(料金)</p> <p>第4条 料金は、次の区分により算出した合計額に100分の108を乗じたものとし、給水装置使用者_____から徴収する。ただし、1円未満の端数については切り捨てるものとする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">料金等 施設名</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">使用区分</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">基本料金 (1期につき)</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">超過1立方メートルにつき</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">水量</th> <th style="text-align: center;">料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">小泉飲料水供給施設</td> <td style="text-align: center;">家事用</td> <td style="text-align: center;">16立方メートル</td> <td style="text-align: center;">600円</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">40円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">その他</td> <td style="text-align: center;">40立方メートル</td> <td style="text-align: center;">1,200円</td> </tr> </tbody> </table>	名称	給水区域	小泉飲料水供給施設	亀岡市東別院町小泉の区域	料金等 施設名	使用区分	基本料金 (1期につき)		超過1立方メートルにつき	水量	料金	小泉飲料水供給施設	家事用	16立方メートル	600円	40円	その他	40立方メートル	1,200円	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、亀岡市飲料水供給施設（以下「飲料水供給施設」という。）の給水についての料金及び給水装置工事の費用負担その他の供給条件並びに給水の適正を保持するため必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(給水区域)</p> <p>第2条 飲料水供給施設_____の給水区域は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">給水区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">小泉飲料水供給施設</td> <td style="text-align: center;">亀岡市東別院町小泉の区域</td> </tr> </tbody> </table> <p>(給水の方法)</p> <p>第3条 給水の方法は、計量給水とする。</p> <p>(料金)</p> <p>第4条 料金は、次の区分により算出した合計額に100分の108を乗じて得た額とし、飲料水供給施設の利用者から徴収する。ただし、1円未満の端数については切り捨てるものとする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">料金等 施設名</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">使用区分</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">基本料金 (1期につき)</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">超過1立方メートルにつき</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">水量</th> <th style="text-align: center;">料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">小泉飲料水供給施設</td> <td style="text-align: center;">家事用</td> <td style="text-align: center;">16立方メートル</td> <td style="text-align: center;">600円</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">40円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">その他</td> <td style="text-align: center;">40立方メートル</td> <td style="text-align: center;">1,200円</td> </tr> </tbody> </table>	名称	給水区域	小泉飲料水供給施設	亀岡市東別院町小泉の区域	料金等 施設名	使用区分	基本料金 (1期につき)		超過1立方メートルにつき	水量	料金	小泉飲料水供給施設	家事用	16立方メートル	600円	40円	その他	40立方メートル	1,200円
名称	給水区域																																						
小泉飲料水供給施設	亀岡市東別院町小泉の区域																																						
料金等 施設名	使用区分	基本料金 (1期につき)		超過1立方メートルにつき																																			
		水量	料金																																				
小泉飲料水供給施設	家事用	16立方メートル	600円	40円																																			
	その他	40立方メートル	1,200円																																				
名称	給水区域																																						
小泉飲料水供給施設	亀岡市東別院町小泉の区域																																						
料金等 施設名	使用区分	基本料金 (1期につき)		超過1立方メートルにつき																																			
		水量	料金																																				
小泉飲料水供給施設	家事用	16立方メートル	600円	40円																																			
	その他	40立方メートル	1,200円																																				

(供給条件等に関する規定の準用)

第5条 前3条に規定するもののほか、給水装置工事の費用の負担その他給水についての供給条件等については、亀岡市簡易水道事業給水条例（昭和33年亀岡市条例第29号）の規定（第1条、第2条、第15条及び第20条第1項）を除く。）を準用する。

2 計量給水によるメーター使用料は、次の区分により算定した額に100分の108を乗じて得た額とし、飲料水供給施設の利用者から徴収する。ただし、1円未満の端数については、切り捨てるものとする。

口径	料金（1個1期につき）
13 ミリメートル	100 円
20 ミリメートル	160 円
25 ミリメートル	200 円

(供給条件等に関する規定の準用)

第5条 前3条に規定するもののほか、給水装置工事の費用の負担その他給水についての供給条件等については、亀岡市水道事業給水条例（平成29年亀岡市条例第 号）の規定（第1条、第2条、第27条第1項、第36条、第46条、第47条、第51条を除く。）を準用する。

（補則）

第6条 この条例に定めるもののほか、飲料水供給施設の給水に関し必要な事項は、水道事業の例による。